

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009函第38号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年6月28日 07時30分ごろ	
発生場所	北海道函館市大森浜 渡島住吉港東防波堤灯台から真方位030° 1,510m付近 (概位 北緯41° 45.9′ 東経140° 43.9′)	
事故等調査の経過	平成21年7月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第17進勝丸、3.52トン	
船舶番号、船舶所有者等	HK3-87455（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	舵板曲損	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、大森浜沖で定置網の投網を終え、函館市住吉漁港に向け、約6km/hの速力で手動操舵により帰航中、平成21年6月28日07時30分ごろ、砂浜に乗り揚げた。 本船は、重機により陸揚げの後、修理された。	
気象・海象	気象：天気 霧（濃霧注意報発表中）、風向 南東、風力 1、視界 不良 海象：波 ほとんどなし、海上は穏やか	
その他の事項	本船にはGPS、レーダー等の航海計器及び海図が備えられていなかった。 本船には無線機等の通信設備が備えられておらず、船長は携帯電話等を所持していなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり あり 本船は、平素と同様にやまだてにより、陸岸に沿って航行中、霧により視界が制限され、陸岸に接近しすぎたことに気付かなかったものと考えられる。 船長は、霧により視界が制限された際、投錨仮泊して視界の回復を待つことなく、低速で航行すれば帰港できるものと判断し、航行を続けたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が住吉漁港沖を航行中、霧により視界が制限された際、船長が投錨仮泊して視界の回復を待つことなく函館市大森浜陸岸に沿って航行を続けたため、砂浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	